月刊自治労連デジタル

夏季闘争勝利 7・8 中央総決起集会（東京・日比谷野外音楽堂）

▼2021 年 7 月号 contents

●「『ポスト・コロナ』に相応しい社会を展望し、要求実現に全力を
～２０２１夏季闘争のポイント～」
石川敏明　自治労連書記長

●自治労連第 17 期中央労働学校より

・「民主的自治体労働者論の実践で職場と地域の未来をつくる」
駒場忠親　自治労連顧問

・「日本経済をどうしていくか」　石川康宏　神戸女学院大学教授

発行　日本自治体労働組合総連合
連絡先　03-5978-3580
https://www.jichiroren.jp/

No.035
2021.7.15

「ポスト・コロナ」に相応しい社会を展望し、要求実現に全力を ～2021夏季闘争のポイント～

自治労連書記長
石川敏明

はじめに

新型コロナウイルス（以下、コロナ）の感染拡大により、はっきりしたことが三つあります。一つ目、「新自由主義」ではいのちとくらしを守れないこと。二つ目、自公政権は住民を守る気がないこと。三つ目、公務公共の拡充が必要だということです。

自公政権と財界は新自由主義で企業の営利活動を重視し、「小さな政府」論で行政サービスを縮小しました。住民は「自助・共助」でいのちとくらしを守らざるを得なくなり、その結果、コロナ危機で明らかになった様々な「貧困」「格差」「差別」が生じたのです。

「ポスト・コロナ」に相応しい社会を作るためには、「新自由主義からの脱却」「政権の転換」「公務公共の拡充」の3点セットを実現しなければなりません。大変な作業ですが、夢と希望をもたらす作業でもあります。まずは夏季闘争、要求を掲げてたたかいましょう。

国民の期待と共感が込められた「いのち署名」

全労連・中央社保協・医団連が呼びかけた「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための国会請願署名（以下、いのち署名）」は65万筆を越えました。自治労連では47都道府県から5万筆を越える署名が集まりました。自治労連のハガキ版署名に寄せられた住民の「声」を読むと、「いのち署名」が住民の願いを代弁する、タイムリーな取り組みだったことを実感します。

少し「声」を紹介します。「田舎暮らしをしている老人にとって、公立病院は心の支えです。政府に早く死ねと言われているようで悲しいです」「公立病院や看護師がそんなに激減しているとは全く知りませんでした。不足分を増やしていただくよう願います」「不採算の患者やコロナの患者を積極的に受け入れられるのは、公立病院だけです。自治体病院の担っている役割と必要性を考え直してほしいです」「病院・保健所従事者など不測のできごとのために十分に確保してほしいです。いつやってくるかわからないことに対し、いつでも対応できるように構えてほしいと思います」「自助・共助・自己責任ではなく、どんな時にも国民の安心を守る、公的責任を果たすしくみを、政府の責任で検証・再構築してください」。

これらの「声」から、住民も公務公共の拡充を願っていることがわかります。以前は、いつ起きるかわからないことに常に備えるの

は無駄という考え方がありました。その考えで保健所も病院も減らしてきたのは間違いだったことが、はっきりしました。「新いのち署名（仮名）」が準備されています。職場と地域で取り組みましょう。

「こんな地域と職場を作りたい運動」を職場と地域で

5月15日に開催した「こんな地域と職場をつくりたい運動全国交流集会」は、コロナ危機だからこそ生まれた発想と運動があること、民主的自治体労働者論の立場で運動が取り組まれていることがわかる集会でした。

商店がどうなっているか、商店街を訪れ、店主たちと対話した京都の報告は、商店街の皆さんと自治体労働組合の間に信頼関係と連帯が生まれたことを教えてくれました。厚生労働省の「地域医療構想」で統廃合の対象とされた公立病院のある地域で、住民との対話やアンケート調査を行った静岡の取り組みは、身近な公立病院の存続を願う住民の声を形にしました。市長との懇談では、市長自身もアンケートに回答したことや、病院への市長の思いなどが語られました。保健所の過酷な実態と、保健師増やしての声と署名をＳＮＳで広げた大阪の取り組みは、コロナ対応の最前線で奮闘する保健師たちと広範な住民をつなぎました。

職場と地域の問題と要求を捉えて行動すれば、職場でも地域でも受け止められること、取り組みが職場と地域を励ますこと、コロナ危機から住民を守る自治体・公務公共労働者の労働組合だからこそ住民との信頼関係を築けることが教訓となりました。教訓を確信に、「こんな地域と職場をつくりたい」運動を全国で実践しましょう。職場の仲間を励まし、その仲間とともに地域に足を踏み出しましょう。

地域に足を踏み出すきっかけとして、自治労連が作成した「保健所・公衆衛生」「自治体病院」「雇用・福祉」の三つの提言（案）を携えて、諸団体との懇談などを行うことから始めてみてはいかがでしょうか。

総選挙で自公政権に審判を

コロナ対策より五輪を優先し、本気でコロナから住民を守る気のない自公政権に、もういのちとくらしを託することはできません。

秋以降に総選挙が行われます。自公政権が国民の願いに背いていることがはっきりし、政権支持率が過去最低の今、政権を変える絶好のチャンスです。

「政権を変えて公務公共の拡充を実現しよう」は、私たちと住民の共通した要求です。要求を実現する立場で総選挙に臨みましょう。組合員に投票を呼びかけましょう。自治労連も地域での市民と野党の共同の発展のため、尽力しましょう。

コロナ危機の中でも賃金改善を要求しよう

国民春闘共闘委員会の21春闘集計（5月31日時点）によると、回答は単純平均4.760円（前年比△61円）、加重平均5.749円（前年比△321円）です。頑張って前年度並み水準を維持しています。

人事院は民間企業の給与実態調査を終了しており、8月中に今年の「勧告」を行うと思われ、俸給月額や一時金の引下げ勧告も予想されます。

賃下げは、コロナから住民のいのちとくらしを守って奮闘している自治体・公務公共労

働者のモチベーションを下げ、地域経済と民間の賃金相場にも悪影響を及ぼします。

この間、コロナ危機による財政難を理由に、一部の自治体で賃下げの動きがありました。今後も同じような事態が予想されます。

要求を自粛せず、「コロナ危機だからこそ大幅賃上げを」の要求を掲げ、賃金改善実現のために旺盛にたたかいましょう。今の時期、地方人事委員会への要請などを例年にも増して強める必要があります。

会計年度任用職員の処遇改善と組織化を

会計年度任用職員制度では、処遇改善の趣旨に反した労働条件改悪が見られます。期末手当を支給する代わりに賃金月額が減らされ、月の手取りが約10万円となった人や、勤務時間を15分短縮して7時間30分勤務の「パートタイム」とされた人など、処遇が悪化した会計年度任用職員が沢山います。「任期満了」を口実とした雇止めも発生しました。

処遇の改悪が会計年度任用職員の働き甲斐と誇りを奪っており、改善が喫緊の課題です。実態を掴んで、改善に取り組みましょう。

地公法適用の会計年度任用職員は、組合員化の対象でもあります。当該の人たちの要求実現と組織化を、一体にして取り組みましょう。

自治体職場にふさわしい定年引き上げを

地方公務員の定年年齢引上げスケジュールが決定しました。2023年4月から、2年おきに1歳ずつ定年年齢を引き上げ、2031年度から65歳になります。

定年年齢引上げの目的は、年金支給までの「雇用と年金の接続」です。誰もが意欲を持って定年まで働き続けるために、任用、賃金、職務など、職員と職場にあった制度を構築する必要があります。2022年度中の条例化にむけ、ただちに労使交渉を始めましょう。

青年を励まし、今年の「青プロ」を成功させよう

「青年未来づくりプロジェクト（以下、青プロ）」は、2022年に本番のイベントをブロックごとに開催する予定です。今年はプレイベントなどを、各ブロックで実施します。地方組織・県事務所を超えた青年同士の親睦と交流を図り、自主的に企画を立案・運営することで青年たちが自治労連運動の表舞台に立っています。

関東甲越ブロックや近畿ブロック、九州ブロックでオンラインによる交流会・学習会などが催されました。その他のブロックでも、創意工夫ある取り組みが企画されています。青年たちが団結と友情を深め、確信を持つために、「青プロ」成功をめざしましょう。

おわりに

コロナ危機がいつ終息するのか、まだ誰にもわかりません。しかし、コロナ危機が長期化する中で、職場にも地域にも、新たな要求が生まれています。その要求を取り上げ、実現をめざす運動は、冒頭に述べた「ポスト・コロナ」に相応しい社会を実現する作業につながります。

コロナ危機という長いトンネルを抜けて広がる世界は、ひとりひとりが輝く社会であってほしい、誰しもがそう願っています。自治労連の真価を発揮する時です。

本稿は、5 月 22 日～23 日に WEB 開催された「自治労連第 17 期中央労働学校」での講義について、加筆・修正したものです。また、QR コードから動画視聴できます。

民主的自治体労働者論の実践で職場と地域の未来をつくる

自治労連顧問
駒場忠親

はじめに

これから 1 時間、民主的自治体労働者論に関して 4 つの柱でお話しします。WEB での学校で聞き苦しいことがあるかもしれません。ご容赦願います。

それからお願いです。私の講演概要には資料がありません。しかし、すでに皆さんも知っている書籍『民主的自治体労働者論―生成と展開、そして未来へ』のページ数が記載されています。ぜひ後ほど、それに沿って読んでいただければと思います。

1　民主的自治体労働者論は自治労連のアイデンティティ

最初に申し上げたいのは、民主的自治体労働者論は、自治労連が自治労連であることを示す、存在理由のひとつだということです。

皆さんはほかの人から「自治労連はどういう組織なのか？」と聞かれたことがあると思います。「自治労との違いは何か？」と踏み込んで聞かれたこともあると思います。

その答えがここにある、ということであります。

①　運動の軸は民主的自治体労働者論の実践

自治労連は 89 年 11 月に結成されました。結成の際の旗印は３つありました。皆さんは自治労連運動の３つの基本、ということで学んだことと思います。ひとつが民主的自治体労働者論の実践です。

２つ目は「労働組合の初歩的な原則を離さない」という事です。

そして３つ目が「自治体に働くすべての労働者の要求実現と団結の母体となる」ということでした。

大事なことは、この３つはバラバラなものではないということです。それぞれが相互に関連して力を発揮するものです。ひとつでも欠かせません。そのことはしっかり理解しておいてください。

まず、民主的自治体労働者論です。皆さんはすでにその内容についてはご承知と思います。お手元の概要を見てください。要約すると、自治体労働者は「全体の奉仕者」としての職務を担う労働者である。自治体労働者が住民奉仕の職務を担うことと、自治体労働者の勤労者・労働者としての権利を保障することは統一して追求されなければならない、というものです。

端的に言えば、自治労連は自分たちの要求だけでなく、労働組合として、住民のための仕事に向き合わなければならないということです。そして、自治体労働者と地方自治体の、本来の職務を発揮させるために、頑張る組織だということです。

ではなぜ民主的自治体労働者論が、自治労連が自治労連であることを示す存在理由なのでしょうか。それは、民主的自治体労働者論を生み、そして実践してきた労働組合が、自治労連結成の旗印にしてきたことによるものです。自治労連は、結成されたときから、いわば DNA、遺伝子として民主的自治体労働者論が組み込まれた組織なのです。

その遺伝子である、戦後の自治体労働組合運動でいくつか紹介すべきことがありますが、私のレジメでは３つ紹介しています。

ひとつは大阪衛都連が 1963 年に発表した行動綱領案にある「地域住民の繁栄なくして自治体労働者の幸福はない」というものです。かなり有名なフレーズですね。自治体労働者の誇りや生きがいを、地域住民の生業に求めたものです。

これは、地方財政危機の下で、首切りも出る激しい賃金闘争の中から生み出されたものでした。

もうひとつは「仕事（職務）と労働組合の活動で、住民のための革新自治体をつくる」とした 1971 年の京都府職労の方針です。

方針のフルネームは、「民主的京都府政の新たな前進と、自治体労働者の役割と責務」というものです。これだけで方針の中に何が書かれているか想像できるのはないでしょうか。

方針は、自らの権利を守ることと、住民の暮らしを守ることを統一的にとらえ、民主府政を支え、前進させるためにつくられたものです。現在の、民主的自治体労働者論の定義に通ずるものがあります。

この方針の先駆性がどこにあるのか。それは自治体労働者に、運動だけではなく仕事を含め民主府政を擁護することを求めたことでした。後に、行政の執行者として行う仕事を、運動と結びつけた初めての方針ではないか、と呼ばれました。

そして次にあげるのが東日本大震災で全国に広まった「職場を基礎に、住民のために、住民とともに」という岩手自治労連のスローガンです。

岩手自治労連は、寒冷地手当をめぐる激しい賃金闘争で、「東北の雄」として全国に鳴り響いた組織でした。同時に、新日鉄が釜石市から撤退する際、自治体ぐるみのたたかいを組織し、霞が関や永田町にむしろ旗をなびかせ、周囲をびっくりさせた労働組合でもありました。

そして、昔の自治労時代には、いわれなき組織破壊攻撃を受け、敢然と、麹町にある自治労中央本部とたたかった組織でした。

「職場を基礎に、住民のために、住民とともに」のスローガンは、このたたかう歴史から生まれたものでした。

ぜひ後ほど出版された「民主的自治体労働者論」を参照してください。

② 歴史から学んだ労働組合の原則を握って離さない

さて冒頭、私は自治労連が自治労連である存在理由として、民主的自治体労働者論に加えて２つ申し上げました。

ひとつは要求で団結する労働組合の原則を握って離さないという事、もう一つが自治体に働くすべての労働者の要求実現と団結の母

体となる、というものでした。

この点で私がぜひ皆さんに理解していただくために強調したいことがあります。

それは、民主的自治体労働者論は、この２つの見地が無ければ、本当の意味での実践はできないという事です。言い換えれば、この２つの立場をしっかり踏まえることで民主的自治体労働者論の実践ができるということです。

では、この２つの立場、考え方に共通していることは何か、結論から言いましょう。それは人権・個人の尊厳を守る、多様な価値観を認め尊重しあう、すべての人たちを社会的に包摂する、取り残さない、という考え方です。

まず、要求で団結する労働組合の基本的な原則について触れます。

資本からの独立、政党からの独立、一致する要求に基づく行動の統一、といういわゆる「三原則」といわれるものです。すでに皆さんは学ばれたことと思います。

資本からの独立は、対等の労使関係を築くこと、政党からの独立は、支持政党や思想信条の違いを超えて要求で団結すること、そして一致する要求に基づく行動の統一は、共同行動に支持政党の違いやイデオロギーの違いを持ち込まないで要求で団結する、というものです。

さて考えてみましょう。これが崩れるとどういうことになるのでしょうか。「原発ゼロ」を課題にも挙げている「安保法制を廃止し立憲主義を取り戻す市民連合」のたたかいで起きていることは実に象徴的です。原発推進の立場に立つのは政府・経産省と東京電力など事業者です。ところがこれに、原発事業に関係する基幹産業の労働組合が後押しします。いわゆる「原子力村」の一員に労働組合が加わるのです。この労働組合は連合の中心的な組合です。連合もこの立場に同調します。そして連合は「原子力村」出身の労働組合幹部を国会に送り出し、国民民主党や立憲民主党に「原発推進」の立場をとらせます。総選挙を前に、市民連合と野党の共闘が現在進められています。連合は、立憲民主党など野党に、日本共産党と手を切るよう迫るのです。

資本や政党からの独立どころか、労働組合が組合員には政党の支持を強要し、一方では労使が一体となって「原発推進」を進める。そして国論を二分する基本政策では政府に協力する。労働組合の原則を崩すとこういうことになるのです。

学者・研究者として市民連合で立憲主義を取り戻そうと頑張っている山口二郎さんという人がいます。その先生は、日本共産党との共闘を崩そうとする連合に、反共主義の立場を改めるよう苦言を呈しています。

③ 自治体に働くすべての労働者の要求実現と団結の母体となる

もうひとつの、自治体に働くすべての労働者の要求実現と団結の母体となる、について一言申し上げます。

自治労連が結成された 30 年前には、この考えを、連合に反対するとか自治労に反対するとか、そんなケチな態度はとらない。すべての自治体労働者を視野に入れ壮大な運動を進めるのだ、と話していました。

そして自治労連は、2003 年には「正規、非正規がともに公務労働と公共性に責任を負う」という組織政策を確立しました。

これは普遍的なもので今も重要な意義を持

つものです。

同時にここで私が申しあげたいのは、自治労連が結成時にかかげたこの旗印が、今日、多様な価値観を包摂した社会進歩の歴史に沿った重要なものとして、その意義が発展してきているということです。

ＩＬＯが 1998 年に労働組合が果たす目標として「21 世紀の目標・すべての労働者に働き甲斐のある人間らしい仕事を」を採択しています。ジェンダー平等を貫くことを前提に、労働基本権や人権、すべての人への社会的保護を求めた、いわゆるデイーセントワークと呼ばれる内容が確認されました。労働組合にはもともと、経済成長の成果の配分に参加することが機能としてあります。ところが採択された文書では、労働組合に、労働者、失業している人を含め、すべての人々を取り残すことなく社会的に包摂することを求めています。

また国連は 2015 年 9 月、「持続可能な開発目標」を採択しました。世界人権宣言を継承したものといわれます。貧困・格差の根絶やジェンダー平等、多様な価値観と権利を社会的に包摂する、ことなど謳っています。社会的包摂とは、市民一人ひとりを排除することなく、社会的一員として取り込み、支えあう考え方、と呼ばれるものです。そしてキーワードのひとつが「だれ一人取り残さない」というものです。皆さんご承知の SDGｓと呼ばれるものです。

さて、民主的自治体労働者論は自治労連にとってどういう存在なのか話してきました。皆さんにとって、「自治労連とはどういう組織なのか？」と問われた際の参考になれば嬉しいことです。

２　民主的自治体労働者論は日本国憲法とともに存在する

さて 2 番目の柱の話に移ります。民主的自治体労働者論は日本国憲法に由来し、そして日本国憲法とともに存在する、という話です。憲法論ともかかわりますので、冒頭に紹介した出版物の『民主的自治体労働者論』に書かれた研究者の先生方の寄稿を読んでください。

なぜ公務員という職業を選んだのか、新規採用された職員のアンケートでは「生まれ育った町に恩返しをしたい」とか「儲け仕事ではなく、住民に喜ばれることで達成感を得たい」などと回答が寄せられます。前の委員長である猿橋さんが紹介しています。

では、そうした仕事で得られる喜びや誇りがどこにあるのか、それが日本国憲法の中にあるのだ、ということがこれからの話です。

ここでは結論的に言えば２つの話をします。一つは地方自治体と自治体労働者は、戦後日本国憲法が生まれたことで、住民の基本的人権や生きる権利を実現する「義務」と「権限」を持つことになったということ。そしてもうひとつは、住民に奉仕する「職務」の内容には、そもそも中立という立場はないのだ、ということです。

①　日本国憲法が生まれ地方自治体は住民の人権と生きる権利を実現する存在になった

では地方自治体の役割とは何か。すでに触れたように、戦後、地方自治体は住民の基本的人権を守る「義務」と「権限」を持つことになりました。地方自治法では「住民の福祉の増進を図る」とうたっています。その地方

自治法は、日本国憲法と一緒に施行された法律です。

皆さんは学生時代に「地方自治は民主主義の小学校」だと聞いたことがあると思います。これは 1987 年に発表された「アメリカの民主政治」（トクビル・井伊源太郎訳）という論に出てくる言葉です。住民が、身近な政治に参加することで、民主主義の基盤は作られる、という意味でつかわれている言葉です。

この地方自治ですが、明治憲法には地方自治の規定はありませんでした。アジア最初の地方自治制と呼ばれるものはありましたが、実態は天皇制の下での、地主や地方有力者の自治であって、中央官僚による住民支配の、統治機構と言われるものでした。

地方自治の原則は戦後になって初めて日本国憲法で定められたのでした。では何のために地方自治の原則が定められたのでしょうか。それはもちろん、皆さんも知る国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和、の原則を実現するためでした。

地方自治の原則は、ややあいまいな規定とも言われてもいますが、住民自治（住民の意思に基づき住民のために行われる）・団体自治（国と対等、自立・自律した機関）と言われます。こうして地方自治体は、日本国憲法のもとに、主権者である地域住民の人権、生きる権利を保障する組織になったのでした。

② 自治体労働者は「天皇の官吏」から住民奉仕の「職務」を担う勤労者・労働者に

一方で自治体労働者は日本国憲法で「天皇の官吏」から「全体の奉仕者」に、そして勤労者・労働者に大きく変わりました。つまり自治体労働者の存在が、天皇から主権者である住民の意志によるものであること、天皇への服従から主権者全体に奉仕すべきものへと大転換したのでした。

ここで大事なことに触れます。「あなたは誰？」と問われたら何と答えるか、ということです。「全体の奉仕者」としての「職務」を担う労働者です、とここまではすぐに応えられます。しかし、ここで公務員も、自治体労働者も、一般国民、住民と同じく、基本的人権が保障されている国民、住民なのだという事を、忘れてはいけないということです。

これまで、労働組合が職場集会などを行うと、政府、自治体当局が公務員の「全体の奉仕者」性を理由に攻撃を加えることが再三ありました。最近では選挙で選ばれたことを理由に、職員に絶対的忠誠を求める首長も生まれました。自治労連の機関会議で私は聞きましたが、職場で憲法署名など政治課題にかかわる組合の行動などにも、「公務員は中立であるべき」など干渉が行われています。

しかし大事なことは、公務員も国民・住民であり、日本国憲法で明記されている基本的人権の享有は妨げられないということです。享有とは難しい表現ですが「権利・能力など無形のものを生まれながらに持っていること」、といわれるものです。皆さん、お気づきだと思いますが立憲主義の考え方によるものです。

文部科学省の元事務次官の前川喜平さん、ご存じだと思います。加計学園問題にかかわって、当時の安倍首相の行政私物化に反旗を翻し有名になった人です。その方がこんなことを言っています。「組織の論理に従って職務を遂行するときにおいても、自分が尊厳のある個人であること、思想、良心の自由を持つ個人であることを決して忘れてはならない。尊厳ある個人としての自覚を持っていれば、

個人の尊厳が冒される事態を直ちに感得することができるからだ」というものです。公務員が基本的人権を持つことによって、主権者である国民・住民の基本的人権を守ることが出来る、という事を私たちに教えています。

③ 奉仕する「職務」の内容は日本国憲法

さてここで、この話の肝についてお話しします。ここまで私は自治体労働者の住民に奉仕する「職務」の内容は日本国憲法の中に明記されているのだということを話してきました。大事なことは、日本国憲法はそれだけではなく、そのことを公務員に「義務」として求めているということです。いわんや日本国憲法に由来するその「職務」の内容に「中立」の立場をとることは許されることではありません。

その根拠は皆さんもよく話される日本国憲法第 99 条の「憲法尊重・擁護義務」です。これは、国民の人権や生きる権利が、権力の横暴によって侵害された歴史があることから生まれたものでした。

義務とは何か、重いものです。それは常に公務員・自治体公務公共労働者に、憲法の立場に立った仕事が求められ、絶えず主権者から点検されるということなのです。

よく言われる「行政の中立性」あるいは「行政の中立・公正性」とは何でしょうか。それは、住民に対して、日本国憲法第 14 条の「法の下の平等」の要請に沿って、中立・公正の立場に立って行われなければならない、という事を意味するものなのです。

むしろ、日本国憲法の立場に立って職務の遂行を果たすことこそ、憲法尊重・擁護義務を負う公務員・自治体公務公共労働者の義務、というべきことなのです。

３　たたかいから生まれ、たたかうことで発展した民主的自治体労働者論

民主的自治体労働者論は、戦後の自治体労働組合運動の歴史の中から生み出され発展してきました。

わかりやすくするために、民主的自治体労働者論を切り口に、その歴史をざっくりと特徴づけしてみます。

まず「自治研活動開始の時代」です。１９５０年末から６０年前後頃になります。

次いで「革新自治体の時代」という時代です。１９６０年半ばから７０年末くらいになります。民主的自治体労働者論の実践に挑戦した時代で、自治体労働者論にかかわる論争やたたかいが、最も激しかった時代でした。

その後「都市経営論と臨調行革」の時代がありました。革新自治体の多くが転覆させられ国際化、情報化をキーワードに新自由主義に向かう時代です。１９８０年代頃でした。この時代は、多くの自治体労働組合が自治研活動に取り組み、民主的自治体労働者論が実践されました。

それから「全労連・自治労連結成の時代」へと移ります。１９８０年代から９０年代の頃です。民主的自治体労働者論が、自治労連結成の旗印になった時代です。

時代は、皆さんも知る時代に移ってきました。「新自由主義的構造改革の時代」です。90 年代ころから始まり、いまも続きます。民主的自治体労働者論の実践が、全国運動として戦略的に位置付けられ展開していった時代です。

そして今です。「『自治体戦略２０４０構想』と『地方統治構造改革』の時代」です。これ

は私が勝手につけたフレーズです。

実は、これらには前史があります。自治体労働組合が「民主的公僕」を目指した時代です。戦後結成された自治体労働組合は、こぞってこの言葉を掲げました。公僕とは、戦後のこの時期、公務員のあり方を示す積極的な意味を持っていました。自由民権時代の植木枝盛の「公共の僕」にいわれがある、とも言われています。

触れることができませんので、出版された『民主的自治体労働者論』を参照してください。

① 自治研活動の開始、威張り散らすお役人から労働者へ、そして全体の奉仕者に

まず「自治研活動開始の時代」の話をします。

自治研活動、略さずに言うと地方自治を考える研究活動は、1957 年 4 月から始まりました。山梨県の甲府で行われた地方自治研究全国大会からでした。

この自治研活動の開始は歴史的な意義を持つものでした。それはこの活動が、民主的自治体労働者論を生み出す契機をつくったからでした。それは大会のスローガンに現れています。「自治体は住民の期待に応えているか」というものです。さらに当時の資料ではこんなことを言っています。「職員が公僕となり住民に奉仕するには、まず官僚機構を民主化し仕事の性格を変えねばならない」というものです。実に積極的なものでした。

歴史的には、自治体労働者の仕事の特殊性に着目した、新しい運動が始まったということで、自治体労働組合運動の転換点でもありました。

ではなぜ自治研活動が開始されたのか、という事です。いかにもこれは労働組合運動的な理由によるものでした。

伝説的な話ですので皆さんもご存じかもしれません。長野県で行われた 1956 年の地方自治防衛県民大会の住民の発言でした。「教員は困るけどお役人は多すぎるから首を切ってもよい」というものでした。当時の組合役員は「職員の首切りは住民サービスの低下につながるので、当然住民も反対してくれる」と思っていたのでびっくりしました。実に衝撃的だったようです。

こうして自治研活動は開始されました。労働組合運動史を見ますと、その理由は「住民との共闘の必要性」と「地方自治の理論武装を図る」というものでした。

ここで重要なことは、この活動に民主的自治体労働者論を生み出す契機となる内容があったということです。

当時の生き証人である学者の先生から話を聞きました。組合幹部は考えたそうです。「自治体は住民の要求を実現する機関ではなく住民と対立する機関になっているのではないか」、また「自治体労働者は仕事を通じて国・自治体と住民の板挟みになっている」、「これを何とかしなければいけない」ということでした。そして議論に議論を重ね出てきたスローガンが「自治体は住民の期待に応えているか」というものなのでした。

皆さんも想像してみてください。戦前は天皇の権威を笠に「お役人」だと威張り腐っていた人間が、今度は自分のやっている仕事が住民の期待に沿っているのかどうかを、しかも怒鳴られるかもしれない住民と一緒になって考える、という活動に踏み出したのです。大変な活動だったと想像できるのではないでしょうか。

やがてこの活動は発展します。スローガンが「地方自治を住民の手に」と変化します。これは、主権者は住民なのだ、住民とともに、地域に地方自治を取り戻そうという意味ですので、これもまた画期的な意義を持つ変化だと私は思います。

私は機会があって、当時の組合役員と一緒になってこの活動を参画した宮本先生からお話を聞きました。その先生は自治研活動の意義についてこういっていました。「自治研活動は、労働者意識を高めることでお役人意識を克服し、憲法に基づいた全体の奉仕者になっていく運動」だというものです。

改めて皆さんには、民主的自治体労働者論が生まれるにあたって、当時の自治体労働組合運動が編み出した、地方自治を考える研究活動が大きな役割を発揮したのだということを、知っていただきたいと思います。

② 「革新自治体の時代」、職場、地域で実践された時代

次に「革新自治体の時代」を紹介します。いくつかの中から選択してこれを紹介するのは、あくまで私の主観的なものです。

民主的自治体労働者論から見るとこの時代は、実践と「論争」の時代でした。そして民主的自治体労働者論が実践でも、理論の面でも定着を始めていく時代でもありました。

それはこの時代が、政治的にも運動的にも、自治体労働者と地方自治体のあるべき姿が争点になった時代だったからでした。

さて皆さんには、この時代の雰囲気がどういうものか、わかりづらいかもしれません。「革新自治体の時代」とは、日本の人口でいえば、４４％もの人たちが、日本国憲法を暮らしの中に活かそうという自治体で暮らしていた時代だという事です。自治体首長が憲法を行政に活かそうと住民に語り、老人医療は無料にしよう、保育所は公費でポストの数ほど作ろう、公害をなくそう、という事が、自治体の政策担当者のところで検討されていた時代でした。

1978 年には東京都や大阪府など 8 都府県、名古屋市や横浜市など政令では 4 自治体、そのほか 4 特別区、97 町村の自治体が革新自治体と呼ばれていました。

そして「革新自治体の時代」は、政治的には、日本の未来をめぐる歴史の進歩と逆流がせめぎあった時代でした。そうなることは必然的でした。なにせ日本の総人口の 44%の人たちが「憲法を暮らしの中に活かす」自治体に存在しているのですから。

当時の支配層と呼ばれる勢力は猛烈な反撃に出ます。TOKYO 作戦と呼ばれました。東京、大阪、京都、横浜、沖縄の革新自治体を転覆させようというものでした。

革新自治体の理念と政策の中心は憲法です。支配層は地方財政危機の理由は「福祉バラマキ」にあると攻撃します。憲法を暮らしに活かす行政に、攻撃を加えたのでした。

革新自治体を支える統一戦線は、反共主義の立場に立たない要求で団結したもので、社会党と共産党が加わっていました。支配層はなりふり構わず、日本社会党と日本共産党の分断に乗り出しました。文字では表せないえげつない手も使われました。

そして当時、革新自治体を支える運動の軸には自治体労働組合が座っていました。多くの革新自治体の統一戦線の事務局は自治体労働組合だったと思います。支配層はその自治体労働組合に猛烈な攻撃を加えます。攻撃の中心は地方財政が未曽有の危機にあったこと

から、公務員の「高い人件費」にあるというものでした。これは住民と自治体労働組合の分断作戦でもありました。住民組織や議会も使ったありとあらゆる手法がとられました。

「革新自治体の時代」は、言い換えれば文字通り地方自治体と自治体労働者のあるべき姿が政治的争点になった時代だったのでした。

そんな時代に、自治体労働組合が住民との団結を求め、時には職場の組合員との総団結のために力を発揮してくれたのが民主的自治体労働者論でした。すでに数年前から実践されていた大阪衛都連や京都府職労のたたかいがどれだけ全国のたたかいを励ましてくれたか、東京都職労で戦っていた私は、実感を持って今もそのことを覚えています。

ある自治体労働組合は、住民の期待に応える自治体内部の行政機構や財政などのあり方を提言しました。かつて数年前、その同じ労働組合が実践した際には、未知の分野への挑戦であることから、志を同じくする民主主義勢力からも「革新自治体への労働組合の介入」とか、「政治主義」とか批判を浴びたものでしたが、果敢に実践しました。今日ではその運動の正しさが、半ば伝説的なたたかいとして歴史に残っています。

無駄のない効率的な行政を目指す点検活動、住民アンケートの実施と自治体への要請など、民主的自治体労働者論の実践は多彩でした。戦後自治体職場に存在し、住民からは批判を受ける古い慣行や行政とのなれ合いをやめるなど、自治体労働者や労働組合の自己改革が行われたのもこのたたかいを通じてでした。

しかし時には勇気が必要なこうしたたたかいは、自治体労働組合や役員の「頑張り」という精神論だけではできません。当時 30 代であった私は今でも記憶に残っています。それはそのたたかいを実践でも理論でも支えたのが地方自治を考える研究集会、自治研活動だったという事です。行政分野ごとの自治研集会、地域住民と共同した地域自治研集会、財政分析などの職場自治研集会と形態もさまざまでした。給食まつりや清掃リサイクルを考える集い、地域祭りなど、住民のための行政実践活動が開始されたのもこの頃でした。

民主的自治体労働者論の実践が自治研活動を前進させます。しかし自治研活動が、実践された民主的自治体労働者論を検証し、さらに運動や理論の面で発展させたのもこの時代のたたかいなのでした。

さて時間の関係で詳細には触れられませんが一言申し上げます。

民主的自治体労働者論にかかわって激しい論争が行われたのがこの時代の特徴でした。

当時の自治労の全国大会ではこの「論争」をめぐる暴力や怒鳴りあいは日常的なものでした。民主的自治体労働者論の立場に立った代議員は、マイクを奪われないように、身を守りながら発言しました。そして、議会からは「公務員は政治活動をやめろ」「住民団体との共同はやめろ」と攻撃されました。攻撃の理由の中心は、公務員は「全体の奉仕者」なのだから、という古典的なものでした。

整理をして当時出された自治体労働者論について紹介します。

まず反動的自治体労働者論です。「全体の奉仕者」であることを理由に公務員の基本的人権や労働者としての権利を制約するものです。公務員が持つ「全体の奉仕者」規定と、労働者規定を対立物に描いた攻撃です。そして、この攻撃は今も続いています。

次いで機械的自治体労働者論です。一面的に公務員が持つ労働者性を強調し、公務員が持つ「全体の奉仕者」としての職務を矮小化、ないしは否定するものです。反動的自治体労働者論への反発から生まれた側面もあります。同時に研究者からは社会科学からの理論的批判がされ議論が必要といわれているものです。

もうひとつが「仕事で勝負」論です。住民のための行政実践を進めれば自治体が民主化できるかのように、一面的に行政実践を強調したものです。機械的労働者論への反発、という側面もあります。

③ 自治体労働者の誇りや生きがい、「全体の奉仕者」としての職務遂行は自治体労働者の権利（自治体労働者の権利宣言案）

この柱の最後についてお話しします。「自治体労働者の権利宣言案」が持つ、積極的な意義にかかわるものです。

自治労連が 1989 年に生まれ、民主的自治体労働者論は発展しました。それは実践が進んだという事だけではありません。理論的にも発展したということです。

結成間もない自治労連は、1996 年に「自治体労働者の権利宣言案」を発表しました。これは、自治労連の弁護団からの援助を受けつつ、地方組織の役員を含め、練りに練って検討したものです。

当時 40 代後半だった私も、東京からの代表で参画しました。結成間もない自治労連をどう大きなものにしようかと、血気にはやる全国の若い役員たちが集結しました。

実は民主的自治体労働者論を定式化し発展させた理論的文書はもうひとつあります。「地方自治憲章案」と呼ばれるもので、皆さんも知っていることと思います。93 年に全国自治研集会で作成を呼び掛け、97 年に発表されたものです。

当時は、地方自治という内容を一労働組合が取り上げ憲章として発表するなどおこがましい、と批判も受けました。

しかし行政法など法学者の先生がたの協力も得て、案として発表したものです。作成過程で協力を戴いた先生方の援助を受けて 99 年につくられたのが、いまの「自治労連・地方自治問題研究機構」です。

今日は時間の関係で触れませんが、出版された『民主的自治体労働者論』をぜひ読んでください。

さて皆さん、自治体労働組合運動の歴史から見て「権利宣言案」はどのような意義を持つのでしょうか。私は、民主的自治体労働者論を、運動論からも理論の面からも発展させた歴史的な提言だと確信しています。どこが歴史的なのか、特に私も参画し感じていることは、「権利宣言案」が、自治体労働者が持つ「全体の奉仕者」としての職務遂行を、権利だと明確に宣言したことです。私が知る限りこれは自治体労働組合運動の歴史では初めてのことではないかと思います。

これまで私たちは公務員の「全体の奉仕者」という規定を何と言ってきたでしょうか。それは公務員を、戦前の「天皇の官吏」から、主権者である国民に、奉仕すべき存在であることを示す規定なのだという事でした。そしてそのことは、当局が、「全体の奉仕者」規定を、公務員の権利の制約や自治体労働組合運動への攻撃に使う事への反論でもありました。

ところが「権利宣言案」はそこから一歩進んで、それを権利だと宣言したのでした。

今では皆さんは当然のことだと思っている

ことでしょう。よく言われる「歴史の高見」から過去を振り返ればそういうことなのかもしれません。

また、これまで私が話したように、私たちの誇りや生きがいが憲法にあるとすれば当然のことなのかもしれません。しかし当時は少なくない役員から戸惑いもあったのでした。

さて皆さん、その「権利宣言案」は、民主的自治体労働者論にかかわる重要なことを私たちに伝えています。

これまで話したように自治体公務公共労働者には、基本的人権が保障されています。そして自明のことながら労働者としての基本的権利も保障されています。重要なことの一つとして、「権利宣言案」は、公務員が持つ「全体の奉仕者」としての職務遂行を、この二つの権利と統一され、一体のものとして保障されてこそ、住民の期待に応えられる、と提言しているのです。ここの「統一され一体のものとして」というのが、ここの肝になります。

そして「権利宣言案」は、「住民に喜ばれる仕事」をするための権利保障として、新たな権利を求めました。

それが、「行政への参加と意見表明権」、「不当な職務命令への拒否権」、「自主的研究・研修を受ける権利」、「住民の知る権利と結びついた住民に報告する権利」、というものでした。

弁護団の先生から助言も受け明示したのですが、20 年以上たった今も、行政現場や運動を行う人たちからは、説得力を持って受け止められるのではないでしょうか。

さらに「権利宣言案」は、これらの権利は「人権と民主主義を目指す国民的運動の中で保障される」という事を明らかにしました。権利の性格は「たたかいによって確立され、そして擁護され発展する」という、今で言う立憲主義の考え方です。具体的にはアメリカの独立宣言やフランスの人権宣言の理念を引用しています。

極めて重要な提言だと思います。つまり「権利宣言案」が私たちに提起しているのは、自治体公務公共労働者の誇りや生きがいは、基本的人権と民主主義を目指す運動の中から生まれるということなのです。歴史を今に戻せば、その誇りや生きがいは「立憲主義を取り戻し個人の尊厳を擁護する」たたかいから、生まれるということなのではないでしょうか。

皆さん方は今、大阪自治労連や鎌倉市職労などのたたかいで痛切にそのことを実感していると思います。自治体公務公共労働者が、「全体の奉仕者」としての職務を遂行し、人間としての誇りや生きがいを取り戻すには、職場の民主化を保障する労働組合の力が必要です。そして地域には住民自治を保障する「自治力」が必要であることを述べ、この柱の話を終わります。

４　「こんな地域と職場をつくりたい」運動が未来を変える

最後の柱についてお話しします。「こんな地域と職場をつくりたい」運動が未来を変える、という柱です。

つい先日皆さん方は、この運動の全国交流集会を開きました。私は集会には参加できませんでしたが、本部の書記局の方の好意で、基調報告や皆さん方のたたかいの資料を手にすることができました。

率直に申し上げます。民主的自治体労働者論をはじめとした、自治労連運動の基本を踏まえたこの運動が、内容においても、規模に

おいても、こんなに発展していることは想像もできませんでした。日本の社会運動のひとつである労働運動の分野で、行政内容、つまり仕事を媒体に、住民と自治体公務公共労働者が団結して、主権者である住民の命や権利を守るたたかいが進展している。この事実は客観的に見て「凄いこと」です。

確か、この運動のスタートは 2013 年 8 月の定期大会だったと思います。当時本部の担当執行委員だった久保貴裕さんの話が強く印象に残っていました。運動の内容は、三つありまして、すべての自治体の首長と憲法を語り合う、憲法を活かす立場で仕事の見直しを図る、新自由主義的構造改革の対抗軸となる提言運動を進める、というものでした。私は、時代認識を踏まえた、自治労連の戦略的な中長期的な方針である、と受け止めました。

そして私は民主的自治体労働者論の実践を運動の基本に据えている自治労連でなければこのような全国運動は展開できないだろうな、と思ったものでした。

それから 7 年余り、改めて皆さんの奮闘に敬意を表するものです。

① 職場と地域、日本社会を変える可能性を持った歴史的意義を持つ運動

さてそこで、私は皆さんとともに、改めてこの運動が持つ性格や意義について、考えてみたいと思います。そのうえで、いくつか私の問題意識を添えてお話ししたいと思います。

最初に私が申しあげたいのは、この運動が、職場には労働組合の力を、地域には住民自治を担ういわば「自治力」を育む性格と意義を持つのではないか、ということです。

この運動の特徴は、自治体公務公共労働者が持つ憲法擁護・尊重義務、そして住民奉仕の職務といった、いわば行政上のその責任を、憲法を職場と地域に活かす、という運動論で組織した、しかも全国運動です。これは自治体労働組合運動の歴史では初めてのことです。

自治体公務公共労働者は「職務」、つまり仕事から離れることはできません。この運動は仕事の悩みや問題を取り上げることで、組合員はもちろん、そうでない職員を参加、結集させる可能性を持ったものなのです。言い換えれば、組合の職場活動の活性化と職場の民主主義を形成する契機をつくることになるのです。

大事なことは、一方でこのたたかいは、住民と結びつくことによって、住民の主権者意識を育み、住民自治を育てるということです。果敢にアンケートや訪問活動などで地域に分け入る皆さんのたたかいは、まぎれもなく地域の「自治力」を高める契機をつくっているのです。

私は冒頭に、皆さんのたたかいを客観的に見ても「凄いこと」だと表現しました。客観的とあえて言うのは、たたかいの最中では、運動を組織する側は、自信と確信を持つために前向きに評価し、団結を深めようとするからです。現役の時は私もそうでした。繰り返しますが、全国交流集会で交流された皆さんの運動は、間違いなく、職場には労働組合と職場内民主主義の力を、地域には住民自治を担う「自治力」を育んでいるものなのです。私が感じたたたかいの実例をここで報告できないのが残念です。

さて私は、2013 年にスタートしたこの運動が、新自由主義の対抗軸としての性格を持つことについて、先ほど久保さんの話を通じて触れました。次にここで申し上げたいのは、

その性格がますます強まり重要になってきたということです。そのことを前向きに表現すれば、この全国運動は、変化を可能とする未来に向かった希望のあるたたかいなのだということになります。

私の歴史認識は、今は数十年規模の「歴史の変動の時代」です。自治労連の方針でも、「自治体戦略 2040 構想」や「自治体デジタル化」「地方統治機構構造改革」といった言葉が並びます。

一方で、資本主義の限界、ないしは新自由主義の終焉、グローバリズムの限界という言葉が社会をにぎわしています。もっと言えば批判を込めて「公務・公共性の崩壊」「貧困と格差の拡大」「労働破壊」「国際社会から取り残されたジェンダー問題」などが語られています。いずれもここ 30 年前後の経済、社会、政治を振り返りながら、これから「どのような社会をつくるのか」という、私たちへの問いかけです。さて、投げかけられたその問いに私たちはどうこたえるのでしょうか。

話の最初でも触れましたが、2015 年 9 月には国連総会で SDG s「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」という文書も採択されています。「続かない持続不能な社会・経済・環境を持続可能な社会・経済・環境」へと変革する、とした内容のものです。目的には、世界人権宣言を継承し、すべての人々の人権と尊厳を実現し、ジェンダー平等とエンパワーメントを達成させる、ことを謳っています。

つまり、採択された文書は、世界人権宣言に引き継がれてきた価値観を踏まえつつ、2030 年までにどんな社会、経済、環境をつくるのかを世界各国に求めているのです。とりわけ気候危機にかかわる環境問題が話題になっています。

そうしたもとで、日本政府は 2016 年に、SDG s のアクションプランをまとめました。2019 年には大規模な改定も行われました。その中のひとつに「SDGs を原動力とした地方創生、強靭かつ環境にやさしい魅力的なまちづくり」が盛り込まれています。すでに、いくつかの自治体では、地域の声をシステマテイックに行政施策に反映する「参加型まちづくり」として実行に移されています。

しかし注意しなければならないことがあります。それは SDG s が条約と異なり加盟国を法的に縛るものではなく罰則もない運用の幅が大きいものだという事です。「柔軟性がある」といえば聞こえはよいのですが、極端に言えば「自発的な取り組み」として本来の理念とかかわりなく取り組むこともできるものなのです。案の定、すでに日本政府が策定した行動計画では、貧困や格差問題は軽視されすでに批判を受けています。一方で、SDGs をビジネスチャンスととらえる財界の要求を取り入れています。国際社会の進歩の歴史に逆らうこうした日本政府の態度は許せるものではありません。私は、自治労連の全国運動は、こうした国際社会の大きな「歴史の変動」にかみ合ったたたかいだと思っています。

自治労連が主権者である住民を主体に、憲法と地方自治が生きる職場と地域をつくる全国運動は、すべての人々の人権と尊厳を実現する希望ある未来につながる重要なたたかいなのです。どんな社会をつくるのか、歴史の変動期に問われたその答えが、いまたたかっている皆さんの運動なのです。

① 自治研活動が「こんな地域と職場をつくる運動」の土台をつくる

次に自治研活動が全国運動の土台をつくる、ということで、自治研活動の重要性についてお話しします。

すでに全国交流集会で、自治労連本部から「こんな地域と職場をつくる全国運動」を発展させるため、自治研活動の重要な意義が報告されています。私はその通りだと思っています。改めてこの機会にその重要性の認識が共有できればと思います。そのうえで、私の思い、問題意識を申し上げます。

自治研活動がなぜ「こんな地域と職場をつくりたい」全国運動の土台になるのか。それは自治研活動が持つ特性によるものです。いくつかありますが２つだけ申し上げます。ひとつは、自治研活動が多様な価値観を持った多くの自治体関係者や職員、住民と「つながる」ことができる、柔軟性を持った間口が広い特性を持つという事です。

もうひとつは、それと関連するのですが、自治研活動が、職員が持つ「仕事・行政」への参加意欲や、住民が持つ「行政施策・まちづくり」への参加意欲を「吸収」する力を持っているという事です。この二つの力を最大限に発揮することが出来れば、さらに「こんな地域と職場をつくりたい全国運動」は発展します。「全国運動」を車に例えれば自治研活動はエンジンです。最近よく言われる IT の分野で例えればプラットホームの役割を持つことになるのです。

ここで思い起こしてほしいのですが自治研活動はそもそも運動としては間口の広い「地方自治研究活動」としてスタートしたものなのです。

1957 年にこの運動を開始する際には、この活動に「研究する」という側面があったことから異論も出されたほどです。「研究活動とはけしからん。研究すれば地方自治が守られるのか。たたかう姿勢は崩すべきではない」というものでした。首切りや賃金引き下げと激しく戦っていた当時の新潟県職労の意見でした。

つまり自治研活動は、運動に「研究する」という性格をくわえた間口の広いものとしてスタートしたものなのです。1957 年の第１回全国集会には、そうした性格があることから組合に批判的な人や、組合と激しく戦っていた当局も含め、主催者の予測を超えたくさんの人が集まりました。自治研活動が「仕事を考える」「地方自治を考える」という性格を持っていたからでした。

ここで一つ紹介します。参加型意思決定の精神を生かし、職員や住民の「参加意欲」を吸収したある自治体の「地域づくり」の話です。行政に事業を提案したい市民が、まず市が設置する市民協働センターで、コミュニティーオーガナイジングの手法を学びます。次に提案したい事業の利害関係者を集めワークショップします。そして課題解決に向け事業を立案し、モデル事業として市に提案していきます。これは日本の SDGS s のモデル事業の一環として行われている地域づくりです。地域の NPO 組織や住民組織、住民の方々が「地域おこし」の思いを含め取り組んでいる、と伝えられています。

ただ、同じ日本のＳＤＧｓモデル事業に、情報通信技術革新と連動した新たな成長市場の創出を目指す「ソサエティー5.0 の推進」の課題があることから、識者からはここで認定される「ＳＤＧｓ未来都市」について「懸念」も示されているものです。いわゆる SDG s の理念を軽視し、その理念を「上書き」してビ

ジネスチャンスととらえる動きです。

そのことを念頭に置いて、私がここで申し上げたいことは、現に職員や住民の「参加意欲」を取り入れた「参加型の地域づくり」がこのように進められているという事実です。

他方で、国民、住民の命を守る責務を放棄し、「自助」や「共助」に責任を肩代わりさせる国や自治体の攻撃は手を緩めることなく、私たちに襲い掛かっています。

支配層の「新たな公共空間」論も飛び交う中で、主権者意識に目覚めた地域住民の、そして自治体職員の「行政・施策」や「まちづくり」への参加意欲をどのように「住民自治」につなげていくのか、私たちは問われ求められているのではないでしょうか。

先に行われた全国交流集会ではたくさんの経験が語られました。「コロナ禍の地域経済と自治体の役割を考える自治体労働者と住民の集い」や、「公衆衛生行政充実を求めるフォーラム」などの取り組みは、自治体関係者や地域商工業者の方々を励ましています。地域に入りアンケートを取り、話も聞き、要求・政策化し、そして住民に返すというものでした。

一方で、行政現場の声を力に、職場にチームを作り、SNS のデジタル空間で世論を広げる新しい取り組みも発表されていました。

私は皆さんが自治体労働組合運動の「新しい風景」をつくっているのだなと、ただただ感じ入っていました。

「自治体戦略 2040 構想」や「自治体デジタル化」などで、地域から住民自治や団体自治が形骸化されようとしています。コロナ禍もあり、職場と地域には「何とかしなければ」という声が、こうしたもとで澎湃と沸き上がっています。

職場には、管理職を含むすべての職員と、自治体公務公共労働者による職場自治研活動が可能となる条件が横たわっています。

地域には、地域住民や、行政の外にいる NPO や住民組織と一緒になって、「地域づくり」の課題の分析と対応を行う条件が広がっています。

職場と地域にある「何とかしなければ」という率直な願いと参加意欲を、自治研活動が持つ特性ですべて吸収する。私は「こんな地域と職場をつくりたい」運動で、自治研活動が果たす役割をこのように考えているのです。

② 立憲主義を取り戻し、個人の尊厳を擁護する政治の実現を目指すたたかいと結んで

私は、自治体公務公共労働者の働く喜びや生きがいは、立憲主義を取り戻し、個人の尊厳を擁護する政治から生まれるという話をしました。

近くには総選挙がたたかわれます。市民連合と野党の共闘の前進が求められます。私は最後に、なぜそのたたかいが重要なのか、民主的自治体労働者論の観点から話します。

コロナ禍で、人間が生きていくうえで必要不可欠な労働者、いわゆるエッセンシャルワーカーと呼ばれる方の姿が浮き彫りになりました。

公立保育所の保育士の半数以上がいわゆる非正規公務員、学童保育支援員が 7 割以上、DV 避難支援女性相談員が 8 割以上、生活保護相談面接員は約 6 割が非正規公務員だったということも明らかになりました。一般の人たちには知られていなかったようで、驚いて受け止められたと報道もされています。

ある自治体病院の現場を一般紙が取り上げ

ました。「コロナ禍、看護師悲痛『夜間は戦場』、仮眠とれずオムツして業務も」というものでした。このようにここでは、一人ひとりの人間としての尊厳が、全くないがしろにされています。

70 年代に学者・研究者の方がよく言っていたことです。「労働は本来的には人間の可能性を押し広げるもの、ヒトがヒトたる所以のものだ」。そもそも労働は人間にとって本来は喜びのものだということです。そして続きます。「しかし権力機構の下では、その労働が階級社会維持のために強制されるものになる」。この階級社会を「時の権力者」と置き換えるとわかりやすくなります。つまり労働は本来喜びのものなのだが、権力機構では「時の権力者」への労働になる、ということです。

自治体公務公共労働者の働く喜びや生きがいは、個人の尊厳を擁護する政治から生まれる、という由来がここにあります。ぜひ、あらゆる運動の機会をとらえて、立憲主義を取り戻す市民連合のたたかい、そして安保法制を廃止し、立憲主義を取り戻す市民と野党の共闘のたたかいとともに奮闘されることを願います。

ありがとうございました。

本稿は、5 月 22 日～23 日に WEB 開催された「第 17 期中央労働学校」での講義について、加筆・修正したものです（文責・事務局）。また、QR コードから動画視聴ができます。

日本経済をどうしていくか

神戸女学院大学教授
石川康宏

はじめに

今日の経済政策の破綻の状況とそれを転換していく可能性に焦点をあて、１.最近の出来事から、２.資本主義経済の特徴、３.日本資本主義の発展、４.新自由主義の経済政策とは、５.労働者の生活を左右するもの、６.「命と暮らしを守る社会」の到達点、７.まともな政府をつくり日本を救おう、の流れで話をします。

１.最近の出来事から

コロナの問題は、人間が無分別に動物の自然界に入り込んだことによって、自然から未知のコロナウイルスを受け取り、それを人間が人間社会の中にばらまくということがこの数十年間繰り返されています。つまり今回のコロナウイルスをなんとかして私たちが仮に乗り切ることができたとしても、同じように今後も伐採、自然獲得、動物捕獲等のために、無分別に野生動物の世界に入ることを続けている限り、今後も繰り返し未知のウイルスに人間が混乱させられることになります。

経済の問題にひきつけて言えば、人間社会と自然とのつきあい方の再建が問われているというとても大きな課題を人類はつきつけられています。

地球温暖化、気候危機の問題ですが、気候危機の中で氷床が大量に溶けはじめ、グリーンランドに川ができているという状況です。その中でこれまで氷にとじ込められていたウイルスが空中に解放されてきています。従って地球温暖化を防ぐことができる経済システムをつくることが、人類の存続にとってますます重大な問題です。

このコロナ禍の中で、経済状態が極めて悪くなり、世界的には去年、今年で１億５千万とも言われる人が極貧の生活に落ち込むであろうと言われています。だいたい国際機関が極貧という場合、人間が健康に生きることのできる最低限のカロリーを摂ることのできない人々のことです。生まれてからこの方、腹いっぱい飯を食ったことがないという人間が１億５千万人も増えてきます。

そういう状況の中でマネーゲームが進行し株価が上がっているという極めて不思議な現象があります。要するにこのコロナ危機の中で消費力は非常に下がり、ものづくりにお金をまわしても仕方がない、ものづくりに回せ

ないお金をマネーゲームで運用し株価を引き上げ合っているというお金持ち、大企業がいるということです。

先日、世界のお金持ち番付が雑誌「フォーブス」で発表され、日本の個人資産日本一はソフトバンクの経営者・孫正義氏ですが、去年は２兆３千億だったのが、今年は４兆９千億です。１００年で使い切ろうとすると毎日１億３千４０３万円を買い物しなければならないお金で、もちろん孫氏は使いようがないお金です。使いようがないにもかかわらず金儲け競争の中に巻き込まれるとそこを抜け出すことができないことは、資本主義のとても大きな特徴です。

WHO事務局長のテドロス氏は、アメリカとブラジルで非常に死者が多いというのは、アメリカ大統領のトランプとブラジルのボルソナロ大統領が経済優先（新自由）主義にとりつかれているからだ」という批判をしていた。アメリカは死者が５７万人、ブラジルが４０万人でアメリカの５７万人という死者は第二次世界大戦で亡くなったアメリカ人の２倍近い数です。

その中でアメリカは政権交代が起こり、外政は日米軍事同盟で中国に対峙するというひどいものですが、内政を見ると「連邦政府が契約する相手の最低賃金は時給１６００円以上でならない」ということを来年４月から義務付けられる。また、富裕層の株式売却課税を２倍にするということを言っています。

つまり内政についてはあまりにも広がりすぎた貧富の格差を埋めるという方向に、アメリカでさえ方向転換がはじまっています。国際的に法人税の引き下げ競争というのが長く行われ、税を高くすると大企業が海外に逃げてしまうという話はよく言われてきました。それによって世界各国が税収不足に陥っているという問題があり、アメリカですら今、法人税引き下げ競争にストップをかけようというかけ声があります。つまり、大企業が潤えば世界はよくなるという新自由主義の大きな流れの転換が今、目の前に迫っています。

２.資本主義の経済の特徴

人間の歴史について、高校生の日本史の教科書でも、原始、古代、中世、近代と分けられて、その近代にあたるのが資本主義です。資本主義経済の歴史的な特徴は、①機械をもちいて生産（生産力の急速な発展）、②資本家と労働者との結合（生産手段を所有する者としない者）によって経済活動が行われる。ただし、資本家と労働者は経済的力に圧倒的格差がある、③社会の幸福ではなく、個々の資本（企業）の利潤追求を推進力として経済活動が行われている。その結果、売れるもの、便利なものをつくる一方、少ないコストで生産、安価な原材料、人件費の削減、自然の浪費等々が行われる。

今、目の前で行われているコロナを引き起こしてきたような自然との付き合い方も、資本主義の利潤第一の経済活動のもとでつくりあげられています。

資本主義社会の成立は、１９世紀前半のヨーロッパ社会で経済的には機械がつくられ、工場がつくられ、労使関係が広がりました。その中で急速な環境破壊がはじまり、石炭の消費で地球温暖化が開始されました。同時に１９世紀初頭はそれまでの王制支配が崩され議会制民主主義がつくられました。当初はブルジョア男性だけであったが、だんだんと多

くの人が主権者と呼ばれる人間として、あるいは政治をつくる市民（citizen）と呼ばれる人間として政治に加わるように変わってきました。

文化的には封建制の社会の中では身分制に個人が閉じ込められていました。村々の共同体に個人が閉じ込められ、個性を発揮させるという余地は少なかった。資本主義になると共同体が解体され、同じ家族でもそれぞれが別の職場に働きに行くという具合に、個人が個性を発揮するよう成長させる可能性は広がりました。

社会的には労使関係が形成される中で、労働者運動が発展し、他方、金持ちの白人男性にしか与えられなかった人権が、女性、人種、障害者、性的多様性等へと人権獲得運動が巻き起こりました。

３.日本資本主義の発展

①資本主義発展の通説的理解

江戸時代の末期（幕末）から資本主義の準備がなされ、１９世紀の終わり（明治に入って）から２０世紀初頭までに資本主義が非常に歪で部分的な確立をします。第一次大戦と第二次大戦の戦間期に独占資本主義といわれる巨大企業によって支配体制が形成され、さらに１９３７年からの日中戦争の中で、国家独占資本主義に転換していきます。戦後は戦争で負けたことによって再編されるが、同じく国家独占資本主義だといわれ、およそ２０世紀初頭に資本主義が確立したというのが通説になっています。

②戦後改革による資本主義の確立

戦後日本が戦争に負け、アメリカに７年間軍事占領をされました。その間に資本主義社会として確立したと私は思っています。その理由は、①主権在民の現代憲法が施行され、近代社会ができあがったということと、大資本・財界が初めて国内の支配勢力の主柱につきました。②農地改革による寄生地主制の解体です。日本で労働力人口のうち雇われて働く労働者が多数派になるのは１９５０年代です。日本で労働者階級が多数派になってまだ７０年ほどしか経っていません。③戦前には労働時間の規制法もなく、労働三権にもとづく近代的労使関係が確立されたのは戦後で、ヨーロッパとの産業的な歴史的なズレがあります。

経済成長率の変化を入口に

戦後日本には十数年間、およそ平均で９％成長するという高度経済成長期がありました。前年に１００のものをつくったが、それを今年は１１０つくったというときに１０％成長という。ものやサービスをその国の中でどれぐらいつくっているか。高度成長期は９％ずつ毎年どんどん伸びていきました。

大事な問題としてなぜ伸びたのかということです。ものをつくるのは資本ですから、ものをつくるのが増えるのは売れるときです。そのときは消費力が上がっている瞬間であり、賃金が上がっているときです。

高度経済成長期は日本の労働者の賃金は上がり続けたが、賃上げにブレーキがかかります。その結果、日本では生産量は減り、経済成長率にブレーキがかかり、低成長時代に入っていきます。

７０年代半ばから９０年代、９０年頃からさらに成長率が下がり、平成の大不況、あるいは「失われた３０年」と言われる時代に入っていきます。

下のグラフは、生産量に対応している消費の内訳ですが、個人消費が国内の消費の５６％ぐらい、その他に３０％程度が投資にまわされています。こうして日本の戦後の高度成長は個人成長を軸にしてつくられてきました。

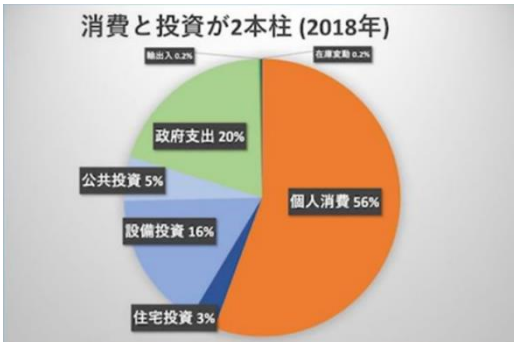

（1）高度成長期と賃金爆発

日本は戦争に負けた瞬間は東京から東海道本線で走って、さらに山陽線で走り、広島は原爆投下され、九州の博多のあたりまで爆撃され壊滅状態となっていました。戦後の再興時モノの生産能力は３割から４割まで低下していました。

ところが１９６８年には西ドイツを追い越し、アメリカに次ぐ世界第二位の経済大国に成長し、２０年近くの高度経済成長に「奇跡」と言われた。賃金が上がり、賃上げによる５０年代には白黒テレビ、洗濯機、冷蔵庫、６０年代半ばカラーテレビ、クーラー、自動車と消費の拡大が続いた。そして１９７４には１年間で賃金が３０％も上がるという賃金爆発し、人事院勧告も民間準拠で３０％を記録しました。

このときに本格的に労働運動に対する巻き返しが行われ、当時、日本経営者団体連盟（日経連）の労務対策部が春闘対策を開始します。今、毎年正月に経労委報告というのが経団連から出ていますが、いかにして労働者の賃金を抑えこむかという財界の意思統一文書です。それがつくられるようになったのは７４年の３年から4.年にかけての賃金爆発がきっかけでした。

（2）リストラとバブル経済

７４年、７５年に世界的な同時不況が起こり、それ以降日本で７０年代後半から人件費が抑え込まれ、消費力が低下につながりました。この瞬間に日本の財界は海外への輸出を増やすことにより国内での消費の停滞をカバーしようとします。海外に輸出を増加させた結果、１９８５年にアメリカ主導で「プラザ合意」が結ばれた。その結果、円高となりアメリカ等のドル圏に輸出しなくなるような為替の調整が行われることとなりました。円高になると日本企業は海外に輸出しにくくなり、それを乗り越えるために行ったのが、さらなるリストラ、賃下げが行われたが、残念ながら日本の労働運動はこれを食い止めることができませんでした。

大企業減税とゼネコン国家へ

土地経済政策（地価高騰）を土台にしたバブル経済９６年から９０年にかけて起こり、８９年にベルリンの壁が崩壊し、９１年にソ連が崩壊をします。アメリカは最大の競争相手であったソ連が崩壊したことをきっかけに、今後の競争相手は経済的競争相手で日本たたきに重点を転換します。その結果、日本に対して毎年のように構造改革のお達しが来るようになります。日本の経済構造をアメリカ資本が入りやすい形に転換を強要するものです。

次ページの上図（資料：財務省）は、その間に行われた大企業重視型の税制改革の経過

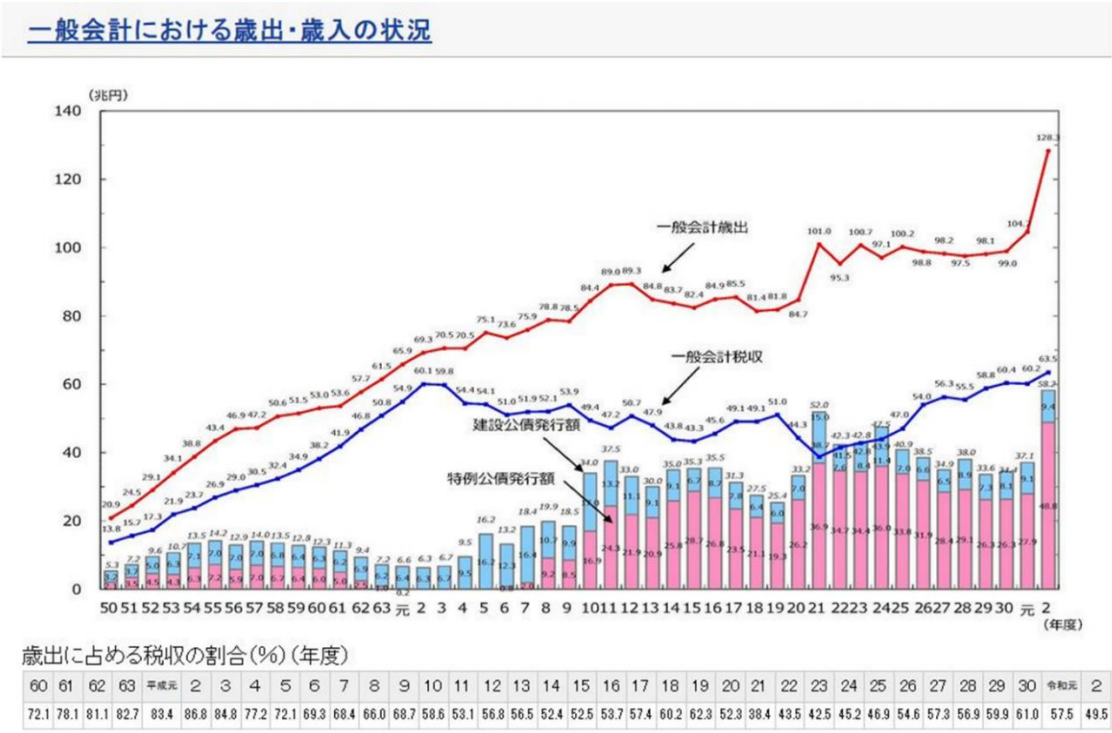

です。日本は今、財政赤字で社会保障を充実させるお金がないと言われています。

国家が使っている毎年のお金が赤ラインです。下の青いラインが税収です。支出が伸びても税収が伸びてきていれば赤字は増えない。ところが下のタテ棒の長さが毎年の財政赤字の額で、一番多いのは構造改革が行われた最近の２０数年間です。

とりわけ税収が大きく減り始めているのが80年代半ばです。何がきっかけかと言えば、高額所得者からの税収と法人税による税収が減ります。つまり日本はなぜ財政赤字が拡大したかと言えば、支出の伸びに対して、税収の伸びを追いつかさなければいけないのが、実際には高所得者と大企業から減税する政策に選んだ結果、日本は財政赤字になっています。

国民は医療と社会保障の充実を求めたことに対して、消費税増税へという政策に結びつけました。今、所得税よりも消費税収の方が多い。日本の今の最大の税収減は消費税に変わってしまいました。

（３）利益溜め込みと賃金低下

バブル崩壊以後、失われた３０年と言われる時代に入っていきます。日本の労働者の賃金ピークは１９９７年で、日本の世帯所得も９７年がピークで、以後２５年間私たちの給料はピークの時期を超えていません。

下図の左側がGDP（国内総生産）の伸び率で、２００７年までのリーマンショックまでの１０年間の図です。

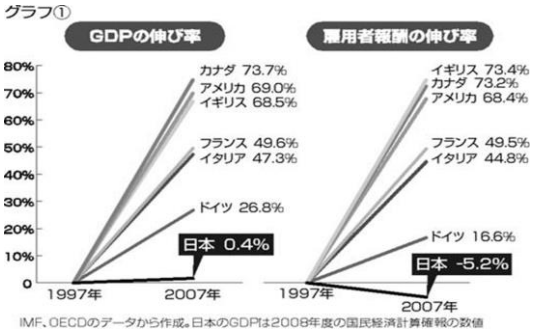

カナダ、アメリカ、イギリスは１０年間で生産が７割増え、フランス、イタリアは５割、ところが日本はまったく伸びていませ

ん。失われた１０年です。

その背景に何があるかと言えば、上図の右が雇用者報酬（賃金）の伸び率で、イギリス、カナダ、アメリカは１０年間で賃金が７割増えているので、きれいな服を買い、おいしい食事をし、たまには旅行に行き、消費が増え、その結果、GDPも増えています。

フランス、イタリアを１０年間で賃金が５割伸び、生産量も５割伸びています。ドイツは少しずれているのは輸出が多かったと思います。

ところがこの１０年間、日本の賃金は下がっていますが、生産量が０．４％と増えているのは海外への輸出で補っています。

いろいろ言っても実質賃金はどこの国も伸びています。ただ日本だけは下がっているという日本だけ異常な賃下げ１０．５％（１９９７→２０１９）が行われてきました。

実質賃金を国際比較したときに、日本の序列はOECDと言われる先進国グループの中で、９７年は１１位であったのが２０１５年は１８位と順位を大きく下げています。スペインよりも賃金は低く、イタリアと同じぐらいというのが日本の賃金状況です。

戦後日本の経済成長率は一貫して下がっているということが一つです。なぜ下がってきたかということの背後にあるのは、賃金の引き下げにより消費力が抑え込まれてきたからです。結局、労働運動の力が十分になく、賃金を引き下げられてしまったということは実は日本経済の健全な発展を損なうという結果を導いています。もちろん、財界側にもその認識はあるが、労働者の賃金を上げると企業間競争に負けるから率先してわが社だけ上げることはできません。その結果として海外進出、マネーゲームとつながっているのが今の日本の経済の状況です。

４.新自由主義の経済政策とは

おおよそ世界的には第二次世界大戦の前後に語り始められた思想で、「自由とは強制のない状態のことであり、強制のない自由の根底にあるのは、強制なき市場経済である」――というものの考え方です。

従って労働組合は強制力だから認めてはいけない。また、自由を損なうことになるから貧乏人を守ろうとしてはいけない。しかし、さすがに戦後の世界の中でその考え方が中心にすわることはありませんでした。経済政策で言えば、ケインズ主義と言われたように、なんとか労働者に最低限の雇用をあてがい、最低限の生活保障をさせながら資本主義を発展させるというのが資本主義全体の流れの中で採用された政策でした。そこに大きな変化が出てきます。

ノーベル経済学賞という怪しい賞は、ノーベル賞財団が出しているものではなく賞金も１円も出していません。そのノーベル経済学賞というのが６０年代後半につくられ、７０年代に入ると新自由主義者ばかりがこの賞を獲得します。あたかも経済額の学問の世界で新自由主義が優位を占めたかのような状況が世界的につくられ、この新自由主義こそ資本主義の新しい発展を導くものなのだと言い、これを指針にする政権が現れてきます。

イギリスのサッチャー政権、アメリカのレーガン政権、そしてこれに追随していった日本の政権です。サッチャーはハイエクという人の本が大好きで、ここに資本主義の発展の秘密があるのだということを公言していました。

サッチャー、レーガン主義の政策としては、①特に金融・労働の分野で資本（家）の自由が拡大した、②法人税減税・消費税増税、社会保障削減された、③この政策を正当化の論理としての金持ちが豊かになれば、結果的に貧困者にもおこぼれがまわるというトリクルダウン、④あらかじめこの新自由主義の考え方に対して反抗を封じるために、人は自己責任で生きているので当たり前だという自己責任論（リバタリアニズム）が展開されました。これが７０年代から相当大がかりに国際的に準備され、とりわけイギリス、アメリカを先頭として各国の政策に反映されていきました。

その時期に従来のケインズ主義からの転換が起こったのは、６０年代から７０年代にかけての世界的な高度経済成長が終わったという背景がありました。

大資本による新自由主義の「選択」

高度経済成長の中で大資本たちは腹の中に大きなお金を貯め込みました。ところがそれまでの自動車や鉄鋼に比べ次の巨大産業が生まれず、経済成長により貯め込んだお金の使い道がなくなりました。今日、盛んなＩＴ産業は巨大な資本が必要とされず、余ったお金の使い道として始まったのがマネーゲームへの重点の移行です。

アメリカでは１９７５年頃から金融の自由化が叫ばれるようになり、資本の移動を実現する必要がありました。日本ではそれを「金融ビッグバン」と呼びました。

アメリカの資本がそうして儲けていくために従来のような福祉・医療をケインズ主義は批判するようになりました。その代わりすべてを自由にすることが資本主義の反映につながるという新自由主義の主張を各国の経済政策の中枢にすえようということをたくらみ、７０年代後半から世界に広がっていきます。それを一挙に本格的に広げたのは、１９８９年から９１年のソ連崩壊で、このときに社会主義は死んだ、対案は新自由主義だ、自由な資本主義だというのが一挙に広がったわけです。９０年代日本でもNHKが「社会主義は死んだ」の大キャンペーンを行い、９０年代半ばになると「新時代の『日本的経営』」、社会保障制度は自助・共助だという議論が一斉に噴き出してくることになります。

コロナ被害を広げる新自由主義

２００８年、マネーゲームの暴走の結果、リーマンショックが生まれ、一段と貧富の格差が進み、オキュパイ９９％運動が生まれ、アメリカ民主党の中にバーニー・サンダースのような左翼が登場する現象が生まれ、日本では２０１０年代に入り「市民と野党の共闘」が「個人の尊厳」を守る政治を目指すことを表明します。

そしてコロナパンデミックの中で政治の転換が少しずつ始まり、ついにアメリカでもトランプからバイデンへという形で、外交は変わりませんが、内政は新自由主義の見直しという方向に変化が起こっています。

５.労働者の暮らしを左右するもの

貧富の格差の拡大、資本主義の健全な成長がもはや行われなくなっている中で、経済発展の方向を変えなければいけないもと、その転換していく力はどこにあるのでしょうか。

日本資本主義の今の行き詰まりをつくってきているのは、明らかに生産力と消費力のあまりにも大きなギャップです。消費力が小さ

く抑え込まれ過ぎているために、お金が生産にまわされずにマネーゲームに使われています。そこで金持ちが再生されていき、貧乏はますます苦しくなっていくという状況が進んでいます。

残念ながら労使の力関係で、労働者の側の力が弱いということがそうした資本主義の不健全な姿をつくり出しています。今、労働組合員数は日本では約１千万人で、労働組合の組織率は戦後一貫して減少しています。これをいかにして逆転していくことが大きな課題になっています。

日本経団連のホームページを見る

一方、大資本は結託し、いかにして労働者を安く使うかということを日常的に検討しています。ホームページでは日本経団連自身の紹介、１５００以上の大企業・業界団体が集まり自分たちの利益を追求しています。それは単なる親睦団体ではなく、「政治との連携強化に関する見解」（２０２０年１０月１３日）－「自由主義経済のもとで企業の健全な発展を進める政党への政治寄附を実施するよう呼びかける」ということを述べ、「主要政党の政策評価」（同日）－「自由民主党を中心とする与党は高く評価できる」として、自民党に金をまわせということを主張しています。

今の自民党の大臣たちの人的な資質の劣化ぶりの凄まじさを感じられていると思いますが、なぜあんなに人的に劣化したのでしょうか。それは財界の求めに応じていれば自分は何も考えなくても党にお金が入ってくる、国民の生活のことは何も考えず、ただ与えられた政策を繰り返しているからです。いかにして政権を維持するかということだけに苦心するという政治になっています。

大企業のリーダーたちが７０近い委員会で政策・方針を策定し、その中には労働者対策も当然ふくまれています。そして自民党に金を渡し、働き方改革等をもっと推進させていこうとしています。

６.命と暮らしを守る社会の到達点

幸福度ランキング、ジェンダーギャップ指数、IMFによる１人上がりの名目GDPの指標で見たときに、常に上位に入ってくるのはフィンランド、デンマーク、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンという北欧５カ国です。福祉が充実し、男女平等が進み、なおかつ生産効率が非常に高い。ひと頃は「福祉を充実させると人は働かなくなる」と大ウソを言う人間がいましたが、現実は福祉が充実し、労働時間が短いからこそ人間は集中的能力を発揮し、効率的に経済をまわすことができています。

デンマークについて

週労働時間の上限は法律で３７時間と決められ、あとは労使協定で職場ごとに決められています。デンマークは仕事の開始時間が早いので、駐日デンマーク大使館のツイートに「デンマークでは子どもとパパをよく見かけます。仕事を早く切り上げて子どもを迎えにいくので、帰宅のラッシュアワーは３時半ぐらいか５時ぐらいです」とあります。３時半から５時ぐらいにフルタイマーのお父さんもお母さんも職場を離れています。こういう国が今、地球の裏側にたくさんあります。

日本の労働時間は世界一長いですから、世界一常識外れの国はこの日本です。世界はも

っとゆとりある生活を送っています。最低賃金は１８００円で、日本の９０２円の２倍です。ということは、２分の１しか働かなくてもデンマークでは同じ暮らしができるということです。

デンマークでは、中学生になれば「バイトしろよ」という社会ですが、中学生、高校生のバイト最低賃金が１２００円です。背景としてあるのは、労働組合組織率が７割近いこと。満員電車２００人が乗っていると２００人のうち１４０人は労働組合員です。居酒屋でワァワァ１００人騒いでいれば７０人は労働組合員です。

職場をいかによいものにしていくか、職場をよいものとしていかに運営していくかということは、働くものにとっては野球の話題と同じように日常の会話のテーマになります。年休は６週間、消化率はほぼ１００％、１週間のうち３週間をまとめてとることができます。男性の育休取得率は７０％です。

医療・介護は無料です。デンマークでは地域のかかりつけ医はお金がかかりますが、そこから先、大きい診療所や病院に行くと何回手術しても、何日入院しても無料です。老人ホームでさえ必ず手元に月々３万円のお小遣いが残るようにしかお金がとられません。人間らしい暮らしの最低限は必ず守られる仕組みとなっています。

幼稚園から大学、大学院まで教育費は無料ですから学費が払えないということはありません。コロナで学費が払えなくなりましたということはあり得ません。地球の裏側にはそういう国がたくさんあります。しかも大学生、大学院生には毎月１０万円の奨学金が支給され、あとで「返せ」と言われない給付型奨学金です。

日本では医療も、介護も、教育も消費者が金で買うということになっていますが、デンマークは違います。教育も医療も介護も国家が責任をもって国民に提供するものになっています。そこまで社会のあり方が変えられてきています。

１人親家庭の貧困率

貧困率の低さも日本とは比べ物になりません。話題の性の多様性の承認も、日本では親にも相談することができないということがよく言われます。デンマークでは職場で６９％の方がカミングアウトしています。政府がこの結果を聞いて、「まだ３割の人がカミングアウトできないのか。何がしかの不利益があるようだ」ということで、デンマークはそれを改善しなければいけないと言っています。「LGBTには生産性がない」という発言を平気でするバカな議員は存在しません。

温暖化対策、節電、経済成長についてですが、１９７５年から２０１５年の間に３つの長期的な変化が見られます。今の地球温暖化を食い止めるための努力行われ、成果があがってきています。節約をし、リサイクルを上手にしてエネルギーの消費量はほぼ横ばいです。そういうもとでGDPの成長率は上がっています。

日本では、石炭火力を止めて原子力を止めたら日本経済はおしまいだと言っている財界人がいますが、デンマークは化石燃料を減らし、風力に転換し、そしてエネルギーを節約し原発は持っていません。それでいてこのように経済成長している社会があります。

最低賃金は日本の２倍です。労働時間は日

本よりはるかに短い。人間の社会としていかに効率的に成熟した社会であることがわかります。

「国民負担」か「私的負担」か

税金は高く、消費税は２５％、所得税も高い。ただしそれを払うとオギャーと生まれた赤ん坊は死ぬまで医療費に困ることはなく、途中で大けがをしようが、障害をもとうが、年をとろうが介護に困ることはありません。そして子どもの学費に一生困ることはありません。地域の中では腹を減らした子どもはいなくなり、週に飲むべき薬を２週に分けて飲む高齢者もいなくなる。そういう国をデンマークはつくってきました。

デンマークには公務員が多いです。医療、介護、教育も公務となっているから、労働者人口に占める公務員の比率はノルウェー、スウェーデン、デンマーク、フィンランドとトップ４カ国が北欧です。日本は６％しか公務員がいないのですが、北欧４カ国は２５％から３０％を超える公務員比率です。このことを学生に話すと「日本は誰も公務をしていないということですか？」と聞かれ、「そのとおりだ。日本は公務がどんどん減らされ、金で買わないといけない社会に向かっている。おかしくないか」と答えました。

政治・社会をかえる努力の積み重ね

デンマークはこういう社会を多くの人の努力でつくりあげてきました。２０１９年、日本で参議院選挙が行われた年にデンマークも選挙が行われ、投票率は８４．５％です。日本の地方選挙はもう３０％ぐらいです。デンマークの選挙権は１８歳以上で、戦後１回も投票率８０％を割ったことはありません。つまりそうやって多くの市民自身がものを考え、税金が高いのは不満であるが、ただその税金を効率的に使うことができれば、そういう政治をつくることができれば、われわれは幸せになれるのではないか、という考えで社会をつくってきました。

メッテ・フレデリクセン首相

デンマークの首相は若い女性で、出身は労働組合の専従職員で、そして６党からなる左翼中道連合を束ねています。

北欧の５か国の首相を見ると一目瞭然若いですが、日本の閣僚はおじいさんの集まりです。おじいさんの知恵も否定はしませんが、「この国で２０年子育てをするんだ。２０年、３０年、自分は生きていく」という人こそが中心に座り、真剣に社会のあり方を考えることができるのではないでしょうか。フィンランドの首相は３４歳の女性です。

７.まともな政府をつくり日本を救おう

同じ地球上で、現瞬間にここまで人間的につくりかえられた社会が存在するということです。日本との格差はどれぐらいなのでしょうか。日本は幸福度ランキング２０２１年第５６位です。先進国とは到底言えません。ジェンダーギャップ指数は１５６ケ国中第１２０位で後進国です。経済的効率性も２０００年には世界２位だったのですが、今は２３位でベストテンには遠く及びません。ものすごく不効率でよくない社会になっています。

市民と野党の共闘の発展

現状は衰退途上と言えるのですが、その中でこの社会をつくりあげようという新しい運

動が起こっていることも日本社会の今の特徴です。

２０１５年、市民連合は１５年安保法強行、「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」が発足したとき、①安保法廃止、②立憲主義の回復、③個人の尊厳を擁護する政治の実現に向けて闘うと言いました。

個人の尊厳、一人ひとりの人間の命を支えるという、そういう政治を誰かつくってくださいではなく、われわれがつくるんだという市民連合が日本の歴史上初めてできました。そして、１６年の参議院選挙では野党共闘をつくり、１７年には希望の党による大かく乱も起こりましたが、野党は踏みとどまりました。１９年の参議院選挙では改憲勢力は３分の２を失いました。そしていま、衆議院選挙で政権を争うことができるというところまで来ました。これは日本社会ではものすごく大きな変化だと思っています。

日本の戦前には自由や民主主義を定めた憲法は存在しなかったので、それを求める運動がありましたが、それらの運動は１９３５年頃までに弾圧でつぶされました。つまり勝利できませんでした。

日本には、多くの人が立ち上がって、天皇から主権を奪い取ったという歴史がありません。独裁者から主権を奪い取った歴史はなく人権を勝ち取った歴史はありません。それにもかかわらず非常にすばらしい憲法が存在しているのは、占領下で米軍が下書きをしたからという関係があったからです。
もちろん多くの日本国民はこれを歓迎しました。だが、歓迎したということと、理解したということは別の話です。例えば、９７条に「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって…」とありますが、努力をした日本人は、戦前の歴史の中にはほんの一握りしか存在しませんでした。ですからこの意味が実体験としてわかる人間はほとんどいません。ではなぜ歓迎したのかというと、戦争しないということが大歓迎だった。直前５０年間、じいさんは戦争で死んだ、父ちゃんは足を失った、兄ちゃんは中国に行ったまま帰ってこない等々という５０年の人生を送った人間が日本にはいっぱいいた。最後には頭の上から爆弾が降ってきた。その時代をようやく免れることができるから、この憲法が大歓迎されたのです。

しかし、では生存権がどれぐらい理解されているか、地方自治がどれぐらい理解されていたか、１９４７年に憲法が決まるわけですが、その時代の日本国民の多くは食うや食わずで、勉強するゆとりもなかったわけです。ですから戦後、憲法を学び、憲法をいかす運動に取り組まざるをえなくなったのです。

その中でついに立憲主義をかかげ、憲法どおりの政治をかかげ、そして国民のあらゆる人間の尊厳を守るという市民運動、大運動ができあがりました。これはほんとうに歴史的に画期的だと思います。それが１９年の参院選では１３項目の合意をつくらせました。枝野幸男、玉木雄一郎、志位和夫…というふうにサインをさせました。市民運動が接着剤になり、野党をまとめていきました。そして、１６年、１７年、１９年と野党側は個々の政党はいろいろありますが、全体としては一度も議席を減らすことなく前進してきました。

かつて２００９年に民主党政権ができたときに、枝野さんたちの民主党は、自民党より

上手に新自由主義をやると言っていました。それが１１年、１２年経ち、枝野さんたちは新自由主義ではダメだと認識を改めました。今、野党連合政権をめざそうとしている人の中には、すでに新自由主義からの転換というのは政策的には合意されていることです。

市民連合は２０２０年に政策要望書を出し、その冒頭に「自民党政権に代わり、新しい社会構想を携えた野党による政権交代を求めていきたい」―。衆議院で多数を握れば参議院とはねじれ、いろいろうまくいかないことは起こるでしょうが、衆議院優位ですから衆議院で勝った方が内閣を構成することになります。市民連合の２０２０年の政策要望書は「週40時間働けば人間らしい生活ができる社会の実現」「子ども・教育予算の大胆な充実」「いのちを最優先にする政策の実現」などがかかげられており、これはコロナ対策でも共同政策を次々出してきた野党としては当たり前のことになっています。

４月２５日、トリプル選挙で自公は全敗しました。広島だけはなんとか勝とうとして全力を導入しましたが、自民党側は完敗しました。北海道は２区という小選挙区の選挙になりましたが長野、広島は全県の選挙となりました。全県の選挙結果を時事通信が、もしこれを衆議院選挙の小選挙区に割り当てたらどうなるかというのを計算したところ、与党は２勝１０敗でした。

つまり今回の票の出方で、広島と長野で衆議院選挙が行われれば野党側は圧勝するということです。だからこそ全力で野党を切り離そうとする攻撃もかけられてきます。

トリプル選挙の直後、ＮＨＫが与野党激突の舞台裏ということで、３つの選挙区で野党共闘の困難が一番大きかった広島に注目した番組をつくりました。それでも今、立憲にいる小沢一郎氏が「社民、共産も含めて力を合わせれば絶対に勝つ」と言い、志位和夫氏も「一歩ずつ、広島でさえ前進している」と語りました。

選挙を受けて枝野氏は「共産党とできる限り一本化で協力を呼びかける」、他方で、呼びかけられた共産党の側は「政策と同時に相互支援、対等平等な関係が大事だ」と言い、そして実際的にも行われました。連合の会長は「ダメだ」と言っていますが、もはや連合の中央の指導が全国の連合の下部に届く状況ではなくなっています。ですから地域、地域で連合は違った対応をするようにもなってきています。

衆議院選挙での野党共闘の強化に向けてそれぞれ会議が開かれています。全労連は自分たちの要求実現を政治に求めるという方向性をはっきり出してきています。当然のことです。最低賃金を引き上げてくれる政府と引き上げないという政府がいたら、引き上げてくれる政府を応援するのは当たり前のことです。子どもの教育充実させる政府と、「そんなものは自前でやれ」という政府がいたときに、それを充実させる政府を求めるのは当たり前のことじゃないですか。それは政治的な特殊な思想信条の問題ではありません。労働組合の要求をどうしたら実現できるかという組合運動のあり方の問題だと思います。

この秋、１０月までに選挙がありますから、政権交代でいのちと暮らしを守る経済をつくるということに、労働組合のみなさん、自治労連のみなさんも大いに加わっていただきたいと思います。